

令和 7 年度

配 水 管 夜 間 洗 管 作 業 業 務 委 託（長栄地区ほか）

設 計 書

草加市上下水道部

令和 7 年 度

委 託 名	配水管夜間洗管作業業務委託（長栄地区ほか）
履 行 場 所	草加市長栄四丁目、八幡町、青柳五丁目ほか（別紙図範囲）
設 計 額	
委 託 価 格	
消 費 税 相 当 額	
委託概要	草加市長栄四丁目、八幡町、青柳五丁目ほか（別紙図範囲）を 1 4 工区に分けて行う配水管の夜間洗管作業である。
備 考	単価適用年月：令和07年07月01日付 公共 経費適用年月：公共委託 令和06年度 技術者単価：令和 7 年度 設計業務委託等技術者単価（国土交通省）

本 委 託 費 用 内 訳 書

名 称	規 格 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
業務原価	配水管夜間洗管作業業務	1	式	—		第 1 号内訳書
諸経費		1	式	—		
委託価格計						
消費税相当額						
委託費計						

第 1 号 内訳書 配水管夜間洗管作業業務

1式当り

名 称	規 格 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
直接業務費	作業計画費	14	工区			第 1 号代価表
	現地事前調査費	14	工区			第 2 号代価表
	バルブ確認調査費	14	工区			第 3 号代価表
	配水管夜間洗管作業費	14	工区			第 4 号代価表
	報告書作成費	1	式	—		
	機材損料等	1	式	—		第 5 号代価表
	現場内運搬費		台			
	滞在費		人			
小 計						
直接経費	安全費	1	式	—		
小 計						
計						

第 3 号 代 価 表 バルブ確認調査費

1 工区当り

[illegible]

第4号 代 価 表 配水管夜間洗管作業費

1 工区当り

[illegible]

第5号 代 価 表 機材損料等

1式当り

[illegible]

仕 様 書

- 1 委 託 名 配水管夜間洗管作業業務委託（長栄地区ほか）
- 2 履行期間 契約締結の日から 1 5 0 日間
- 3 履行場所 草加市長栄四丁目、八幡町、青柳五丁目ほか（別紙図範囲）
- 4 支払方法 業務完了払
- 5 業務内容
 - (1) 草加市長栄三丁目、長栄四丁目、八幡町、青柳四丁目、青柳五丁目、青柳六丁目、青柳七丁目、青柳八丁目地内の配水管夜間洗管作業
 - (2) 詳細は、別紙特記仕様書のとおり
- 6 その他
 - (1) 受注者は、「個人情報保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）」及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
 - (2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
 - (3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成 1 9 年条例第 1 6 号）第 6 条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成 8 年告示第 1 5 5 号）第 9 条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア 受注者又は受注者の下請業者が不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - イ 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
 - (4) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。
 - (5) この仕様書に記載のない事項については、担当（上下水道部水道施設課維持管理係）と協議すること。
- 7 連絡先 草加市上下水道部 水道施設課 維持管理係
電 話 0 4 8 - 9 2 5 - 3 2 2 7

特 記 仕 様 書

第 1 章 総則・適用範囲

1 適用範囲

- (1) 本特記仕様書は、草加市水道事業（以下「発注者」という。）において実施する配水管夜間洗管作業業務委託について適用するものとする。
- (2) 発注者から事務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、業務の遂行に当たって、仕様書、設計図書及び特記仕様書に疑義が生じた場合は、直ちに発注者と協議し、決定するものとする。

2 法令等の順守

- (1) 受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令・条例・規則等、当市が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。
- (2) 業務従事者に対する諸法令等の運用、適用は、受注者の負担と責任のもとで行うこと。

3 官公署への手続

受注者は、契約締結後、速やかに関係官公署等に必要な道路使用、交通の制限等の届出又は許可申請を行い、その許可等を受けること。

4 周辺住民等との協調

受注者は、周辺住民等からの要望、周辺住民等と交渉があったときは、作業内容等を十分説明し、誠意をもって対応し、その結果を速やかに監督員に報告すること。

5 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、水道施設に損害を与えたときは、直ちに監督員に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに現状復旧すること。
- (2) 受注者は、作業に当たり、万一注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負うこと。

6 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定の工程表と実績に差が出た場合は、必要な措置を講じて作業の円滑な進行を図ること。

第2章 安全管理・衛生管理

7 一般事項

受注者は、公衆災害、労働災害、物件損害等の未然防止に努め、「労働安全衛生法」等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講じ、安全管理について、受注者の責任で実施する。

8 安全教育

受注者は、作業に従事する者に対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業の安全意識の向上を図ること。

9 安全衛生

- (1) 労働安全衛生及び関係諸法令を遵守し、業務従事者の安全を優先に業務を行う。
- (2) 本業務は、上水道の飲料水に関連した管路等の洗浄作業のため、特に衛生面に留意し、常に清潔を保持する。

10 安全衛生管理

労働安全衛生法及び関係諸法令並びに管理規程に基づいて安全衛生管理を組織し、作業安全心得を厳守して業務を行う。

- (1) 業務従事者は、服装を清潔に整え、安全帽、安全靴、手袋等を正しく装着する。
- (2) 常に健康状態の維持に努め、異常のある者は就業を禁止する。
- (3) 危険箇所、高所作業などを示す標識を設ける。

11 安全対策

- (1) 受注者は、本業務を実施するに当たり、作業中は安全に留意し車両等の走行に対する危険を防止するため、カラーコーン、バリケード等を常備するなどの安全対策を講ずるものとする。
- (2) 作業区域内には、交通誘導員を適正に配置し、車両及び歩行者の通行の誘導並びに整理を行うこと。
- (3) 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本特記仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適正に行うこと。
- (4) 前項の対策に関する具体的事項は、関係機関と十分に協議して定め、協議結果を監督員に提出すること。
- (5) 現地作業において作業員は、身分証明書の携帯と腕章を着用し、住民とトラブルがないように注意しなければならない。

12 局地的な大雨に対する業務等安全対策

受注者は、以下の(1)から(4)の内容について、安全管理計画を明記した業務計画書を作成し、発注者の確認を得るとともに、その内容について作業員への周知徹底を図ること。また、補完する情報として、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）（平成20年10月 局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等

安全対策検討委員会)」に準じるものとする。

(1) 現場特性の事前把握

受注者は、作業現場付近の浸水被害、既往事故、ハザードマップ等の資料を基に、作業現場の状況を把握すること。

(2) 業務等の中止・再開基準の設定

受注者は、標準的な中止基準を踏まえ、現場特性に応じた業務箇所ごとの中止基準を設定すること。

また、業務等開始後に気象情報や気象状況の変化により大雨の予兆を捉えた場合には、中止基準に至る前の時点においても、これらの中止基準を補完する情報を活用し、業務等の中止判断を的確に行うこと。業務等の開始に当たっては、中止基準に抵触せず、当該作業現場の安全が十分確保されていることを確認し、業務等の中止及び再開を行った場合には、監督員にその旨連絡すること。

なお、標準的な中止基準とは、当該業務等箇所又は上流部に洪水又は大雨の注意報・警報が発表された場合のことをいう。

(3) 迅速に退避するための対応

(4) 日々の安全管理の徹底

13 熱中症対策

熱中症対策として、令和7年6月1日施行の改正労働安全衛生規則に基づき、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等迅速かつ適切に対処し、熱中症の重篤化を防止すること。

なお、作業の一時的な中止に伴う履行期間の延伸が必要な場合は、発注者と協議すること。

14 その他

(1) 万一、事故が発生したときは、直ちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。

(2) 前項の通報後、受注者は、事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により提出すること。

第3章 配水管夜間洗管業務の実施

15 業務の範囲

受注者は、別添作業区域図における区域を14工区に分割し、次に掲げる事項を遵守して夜間洗管作業を実施するものとする。その他発注者が必要と認める業務については、発注者の指示によることとする。

(1) 本業務実施に先立ち、作業方法、作業ブロック割、作業工程等の綿密な作業計画を作成し、発注者に提出するものとする。

(2) 事前現場調査

ア 作業に使用するバルブ、排水口及び消火栓については、事前に現場調査を行い、図面との照合した上で、弁室内の泥等を除去すること。

- イ 排水先の側溝、水路等の排水及び採水の可否を確認すること。
- ウ 洗管作業区域内及び区域周辺に影響が生じるとされる受水槽の調査及び止水栓の確認をすること。
- エ マンション等の大型受水槽設置箇所及び直結増圧式給水箇所については、管理会社との調整を必ず行うこと。
- オ 深夜営業店舗の利用状況の確認と調整を行うこと。
- カ 洗管作業の2～3日前には区域内の各戸へ書面にて周知すること。また、書面については、監督員に確認を行うこと。

(3) 洗管作業上の注意事項

- 本業務は、飲料水を供給する配水管内を調査する作業のため、特に衛生面に留意し、常に清潔を保持しなければならない。
- ア 作業時間は、原則夜間とし、午後11時から翌午前5時までとする。
- イ 作業に従事する作業員は、1班4名以上で編成すること。
- ウ 排水を行うときは、受水槽への赤水等の流入を避けるため、受水槽流入側を閉栓すること。
- エ 排水はバルブ操作により路線ごとに行い、夾雑物が多量に排出される管路を特定すること。
- オ 排水は原則として排水弁及び消火栓を利用し、異物採取用にネット（100ミクロンメッシュ以上）等を使用してすべての夾雑物を採取すること。
- カ 排水時は、管内流速を現場に応じた最大流速で排水し、不必要な排水を避け、他への影響を与えないようにすること。
- キ 排水中は、排水先を常時監視し、宅地等に影響を与えないようにすること。
- ク 1日の作業が終了したときは、監督職員に連絡をすること。
- ケ 作業現場においては、誘導員の配置と保安施設等の設置を行い、事故防止に十分注意すること。
- コ 苦情及び問合せ（洗管作業による濁りや断水、給水装置の詰まり等）については、誠意をもって対応すること。また、内容については、監督員に報告を行うこと。

(4) 洗管作業の実施手順

- ア 原則として1箇所につき双方向から洗管作業を行うこととし、行き止まり管及び断水を要する箇所については1方向のみ行うこと。
- イ 排水弁のバルブを開栓（0.5～1.0回転程度）し、色度が清浄になるまで排水を行うこと。
- ウ 排水弁のバルブを閉止し、排水口に異物採取用のネットを装着すること。
- エ 排水開始時の残留塩素、色度、濁度、pHを測定すること。
- オ 原則として排水弁のバルブを開栓し、現場に応じて管内流速を最大流速で洗浄を行うこととし、清浄になるまで行うこと。
- カ 夾雑物等は、ポリエチレン袋等で採取し、適切な処理で処分を行うこと。
- キ 排水作業後の残留塩素、色度、濁度、pHを測定すること。

(5) 洗管作業報告書

受注者は、次の事項を参考に洗管作業報告書を作成して発注者に提出することと

し、この場合において、やむを得ず洗管作業ができない箇所があったときは、併せてその旨を申し添えすること。

ア 路線ごとに排水日時、排水時間、排水量及び排水流速

イ 路線ごとに夾雑物の種類及び量

ウ 路線ごとに排水開始時及び終了時の残留塩素、色度、濁度、pH

エ 路線ごとに洗管作業の考察

オ その他、監督職員が指示した事項

(6) 洗管作業箇所の代替

本業務の実施に当たり、やむを得ず洗管作業ができない箇所が生じたときは、受注者は、発注者と協議の上、代替箇所の洗管作業を行うこととする。

16 身分証明書の携帯

現地作業において作業員は、身分証明書の携帯と腕章を着用し、住民とトラブルがないように十分注意しなければならない。

17 資料提示

発注者は、受注者に対し、業務に必要な配水管路図等関係資料を提示することとし、受注者は、資料については丁寧に取り扱い、業務完了後発注者へ返却することとする。

18 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たり、発注者との契約に定めるもののほか、次の書類を提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 現場責任者等通知書（経歴書及び資格証の写しを添付）
- (3) 技術管理者等通知書（経歴書及び資格証の写しを添付）
- (4) 業務工程表
- (5) 排水経路図
- (6) 使用仕切弁及び排水装置
- (7) 排水手順
- (8) 現場内受水槽一覧表
- (9) 作業区域内住民へのお知らせ
- (10) 安全管理対策及び作業員名簿
- (11) 緊急時の連絡体制表
- (12) 身分証明書発行願
- (13) 業務計画書
- (14) 洗管作業報告書
- (15) 業務完了報告書
- (16) 実施工程表
- (17) その他監督員が必要と認める書類

19 現場責任者及び技術管理者

受注者は、現場責任者及び技術管理者を定め、発注者に通知するものとする。現場責任者は、業務の履行に関し指揮監督を行い、技術管理者は、業務の履行の技術上の管理を行うものとする。技術管理者は、公益社団法人日本水道協会の水道管路施設管理技士（３級）以上の資格を有する者とする。

なお、現場責任者及び技術管理者は、これを兼ねることができるものとする。

20 調査技師等の業務及び経験資格

調査技師及び調査補助員の経験資格は、次に定めるとおりとする。

- (1) 調査技師は、点検又は弁操作業務について、作業の内容判断ができる技術力及び機器類の操作、作業の指導等の技能を有する者
- (2) 調査補助員は、点検又は弁操作業務について、調査技師の指示に従って、作業を行う能力を有する者

21 業務工程表の提出

受注者は、契約締結日から７日以内に指定の業務工程表を提出しなければならない。

22 作業日報の提出

受注者は、作業日報を作成し、作業実施後速やかに提出するものとする。

23 業務期限

受注者は、履行期間内に業務を完了しなければならない。また、履行期間及び業務工程を変更しなければならないときは、発注者に対し事前に届け出ることとする。

24 資機材・消耗品

作業に必要な資機材及び消耗品は、受注者の負担とする。

25 業務完了の報告

受注者は、すべての業務が完了したときは、発注者に対して、作業の結果をまとめた配水管夜間洗管作業報告書及び指定の報告用紙による業務完了報告書を提出しなければならない。

26 成果品の納品

本業務の成果品は、紙と電子媒体（ＤＶＤ－Ｒ等）にて納品するものとする。

27 検査

- (1) 受注者は、本業務完了後、所定の様式で業務完了報告書を提出し、履行期間までに完了検査を受け、成果品を引き渡さなければならない。
- (2) 受注者は、完了検査を行うときは、現場責任者を立ち合わせるものとする。
- (3) 受注者は、(1)の検査の結果、成果品に補充、補完等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、草加市（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(作業場所の特定)

第3条 受注者は、発注者の指定した場所又は受注者の求めにより発注者が承認した場所以外で、個人情報を取り扱ってはならない。なお、発注者の承認は、書面でなければならない。

(厳重な保管及び搬送)

第4条 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失その他の事故を防止するため、次に掲げる事項を遵守し、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(1) 受注者は、発注者の許可なく、発注者の指定した場所又は発注者が承認した場所から個人情報又は個人情報を含む契約目的物等（以下「個人情報等」という。）を持ち出してはならない。

(2) 受注者は、個人情報等を発注者から受けるとき又は発注者に渡すときは、個人情報の内容、数量、受渡し日、受渡し確認者その他必要な事項を記載した書面を発注者と取り交わさなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人

情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の使用等の禁止)

第6条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第8条 受注者は、個人情報の個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第9条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を速やかに発注者に返却し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第10条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(個人情報の取扱い状況に係る検査)

第11条 受注者は、年間1回以上、個人情報取扱特記事項遵守状況確認報告書を、第3条の規定により承認を受けた場所、第4条の規定により個人情報を保管している場所、個人情報の管理に関する責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制その他の個人情報の管理の状況がわかる資料とともに発注者に提出することとする。発注者はその内容を精査し、必要があると認められるときは、受注者に対し、立入検査又は立入検査に相当する調査措置を講ずることができる。

(その他)

第12条 受注者は、第2条から前条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。



令和7年度 配水管夜間洗管作業業務委託（長栄地区ほか） 区域図

